

平成 29 年度第 2 回個人住民税検討会

日時：平成29年11月 7 日(火) 15：00～

場所：総務省 共用会議室 3

1 開 会

2 議 題

(1) 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化

(2) 特別徴収の推進

3 閉 会

(配布資料)

資料 1 高橋委員提出資料

資料 2 岩田委員提出資料

資料 3 斧田委員提出資料

資料 4 特別徴収の推進について

(参考) 「特別徴収税額通知(納税義務者用)」第 1 回事務局説明資料

特別徴収税額通知 (納税義務者用)の 電子化について

11月7日 豊島区税務課

電子申告件数及び利用率の推移

(各年度4月1日から3月31日)

税目		27年度	28年度	29年度	29年度 電子化率
個人住民税 (給報)	全件	203,100	218,520	225,024	44.8%
	うち電子申告	72,460	84,037	100,861	
個人住民税 (年報)	全件	82,860	83,577	83,117	99.7%
	うち電子申告	81,714	82,761	82,861	

全件...4月1日から翌年3月31日までに受け付けた電子申告・光ディスク等の提出媒体・紙媒体による提出件数

税額通知データ(電子署名有り)を希望している事業所割合について

区分\年度	平成29年度
eLTAX提出事業所	21,111
うち電子による税額通知の受け取りを希望している事業所	2,083 (9.87%)

納税義務者用電子化懸念事項 (その1)

【懸念】現在、特徴義務者用電子署名有りの税額通知データを正本とする変更が行われているが、自治体ごとに移行スケジュールが異なるため、移行期間中は事業所の事務負担が増大している。

【対応】納税義務者用税額通知電子化においては、各自治体が横並びで事業を開始し、事業所にも給報電子化を呼びかける。なお、円滑な電子通知を可能とするため、自治体等において、十分なテスト等を行うことが必要。

納税義務者用電子化懸念事項 (その2)

【懸念】特別徴収義務者(事業所)の情報が、給与支払報告書提出後に変更となった際に、電子データが届かない(不達)となるケースが多数ある。

〈例〉情報保護の観点から、電子データでの報告事業所に対しては「保護番号(次スライド参照)」を伝達する。

この番号が届かない際の処理で、自治体間の対応に差があることは望ましくない。

【対応】保護番号は全自治体で同一となるため、自治体ごとに対応するのではなく、地方税電子化協議会が統一した対応をしていただくのが望ましい。

【参考】

保護番号について

税額通知データ(正本)のダウンロード及び到達状況の更新を行う際に必要なもの。保護番号は特別徴収税額通知データに関するお知らせを受け取るメールアドレス(給与支払報告書提出時に設定)に格納通知と共に通知される。

メールアドレスが誤っていた場合

平成29年度はeLTAX専門ヘルプデスクにより保護番号が不達の可能性のある事業所リストについて情報が提供されている。30年度以降は、自治体の不達となった事業者を検索し、一覧化してリストをダウンロードできるシステムになる。

納税義務者用電子化懸念事項 (その3)

【懸念】現在、特徴義務者用電子署名有りの税額通知データを正本とする変更が行われているが、納税者用税額通知書、納入書を紙で送付するため、自治体の事務の軽減につながらない。(紙の書類が一部でも残ることへの不安)

【対応】納付書の電子化においては、平成31年度に開始が予定されている「地方税共通納税システム」の稼働が必須と考える。

【特徴税額通知に係る事業者への通知等送付状況】

豊島区では30年度から税額通知データ(特徴義務者用)について正本として電子署名を付与したものを通知するが、納税義務者用の通知と納付書は郵送で送る必要がある。(なお、30年度は、特徴義務者用通知を紙媒体でも提供)

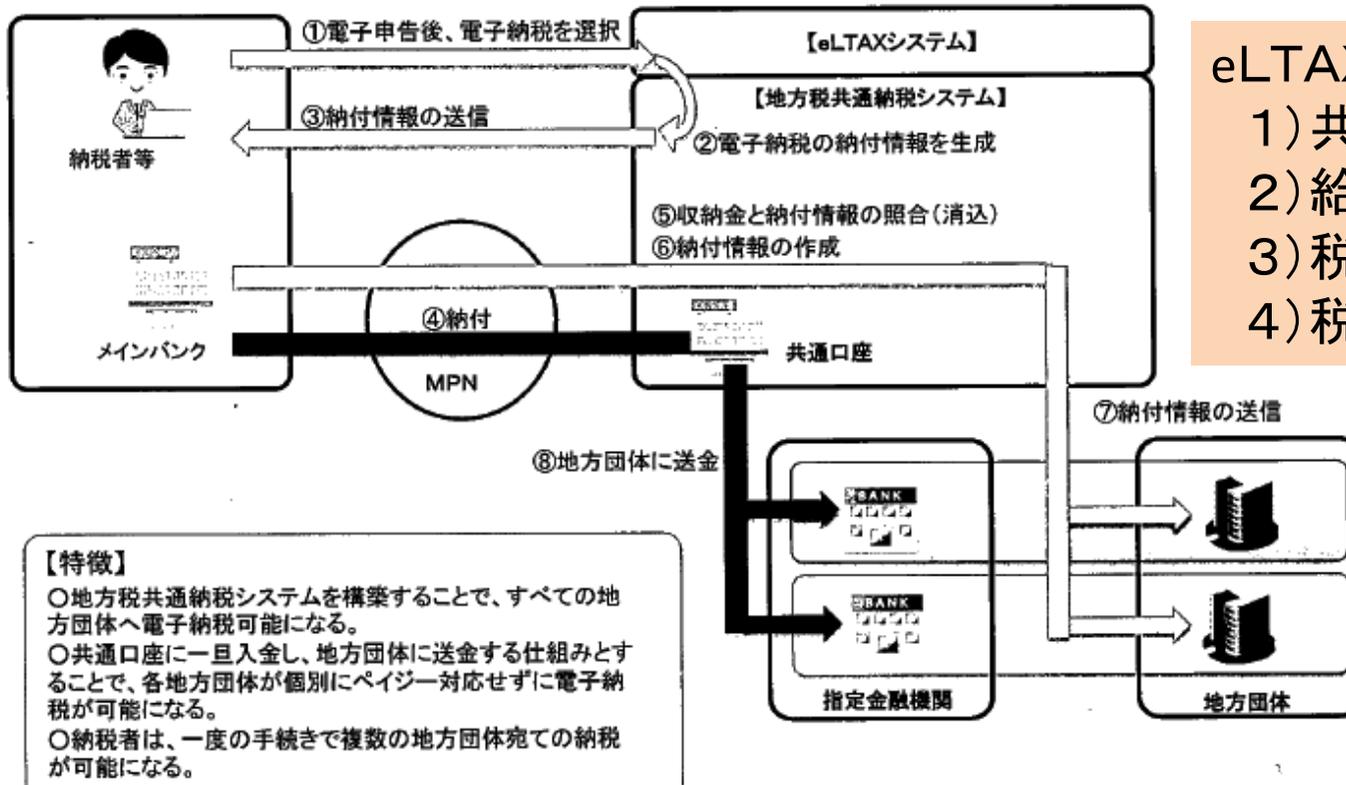
税額通知書等\受取方法の希望	電子データ	書面	希望登録無
税額通知データ (特徴義務者用)	○	×	×
税額通知書【紙媒体】 (特徴義務者用)	× (※)	○	○
税額通知書【紙媒体】 (納税義務者用)	○	○	○
納付書【紙媒体】	○	○	○

※ 当面、紙通知も併せて送っている自治体がある。

地方税共通納税システムに注目

<参考> 地方税共通納税システムでの納税手続き

納税者は、地方税共通納税システムを用いて、複数団体の地方税を一括して納税可能になる。
地方団体は、納税済通知書の代わりに納付情報を電子データにて受け取ることが可能となる。



eLTAXの利用拡大

- 1) 共通納税システム
- 2) 給与支払報告書
- 3) 税額通知(会社宛)
- 4) 税額通知(本人宛)

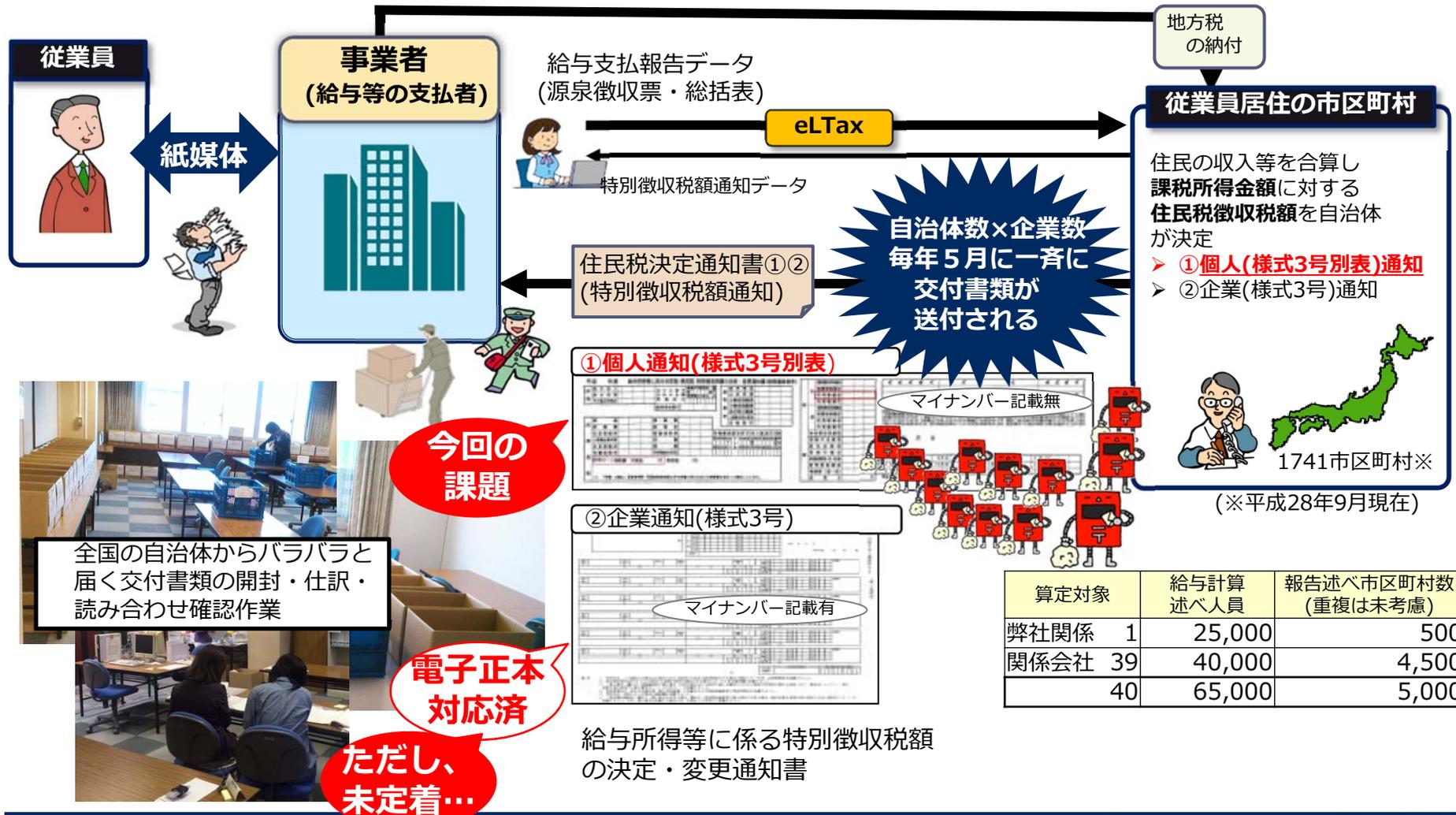
地方税共通納税システム
(企業側がどこの自治体と意識せずに納付が可能)【平成31年度稼働予定】

特別徴収税額通知(納税義務者用) の電子化に関する要望など

2017年11月7日 日本電気株式会社

1.市区町村からの特別徴収税額通知の受領など

- ◆ 企業は毎年5月に約1800の自治体から、全従業員分の特別徴収税額決定通知(企業通知、個人通知)が郵送等で一斉に送付される。
- ◆ 紙の企業通知を開封→内容確認→システム入力→保管する業務が間接コストとして発生。
- ◆ 紙の個人通知を開封→仕分け→従業員へ配布または郵送→仕分け業務のコストが発生。



2.個人通知(様式3号別表)の秘匿措置など

- ・ **個人通知(様式3号別表)**は、特別徴収税額のみでなく、主たる給与以外の給与(不動産、利子、配当等)の金額や所得控除(障害者、寡婦等)の該当有無が記載されることになっていること等から、(地方税法上は義務付けられていなくとも)苦情対策等の意図で**「秘匿措置」を実施する市区町村が増加**している。

現状課題

- ◆ 提供形式(封書の大きさ、封入方法、帳票サイズ)は自治体独自で、受領企業は仕分け+開封+受領確認等が一大事。
- ◆ 企業の給与担当者は氏名確認+配布作業に膨大な工数と経費発生。
- ◆ 自治体によって企業送付日も異なるため、給与担当者は短期間での台帳と受領書類の不一致の確認に疲弊。(6月分給与から税控除と従業員への通知が必要なため、全企業の給与担当者は短期間での処理に疲労困憊)
- ◆ 「個人住民税の特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)の記載内容に係る秘匿措置の促進 - 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん-(平成28年10月14日)」等により、**秘匿措置の拡大とともに、書類形式も多様化**。

- ・ 納税義務者(従業員)へ企業経由で自治体から交付される通知書の秘匿措置の一例。
(**サイズ、封入方法など、市区町村によって異なる**が、プライバシー配慮義務が強く求められている)

平成 年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)

給付者(個人)	山田 太郎	住所	東京都千代田区千代田 1-1-1
給付者(法人)	山田 太郎	住所	東京都千代田区千代田 1-1-1
特別徴収税額	5,500	特別徴収税額	5,500

シーリング型

〒10423559 東京都中央区 日本橋 1-1-1
日本電気 株式会社

納税義務者(会社名) 日本電気 株式会社

平成26年 6月 14日

6月分	5,500	7月分	5,500	8月分	5,500	9月分	5,500	10月分	5,500	11月分	5,500	12月分	5,500
-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	------	-------	------	-------	------	-------

給与と所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)

〈個人情報保護シール〉

このシールは、必ずご本人がはがし、内容をご確認ください。
※シールは一度はがすと、再度貼れません。

シール貼付け型

0677011

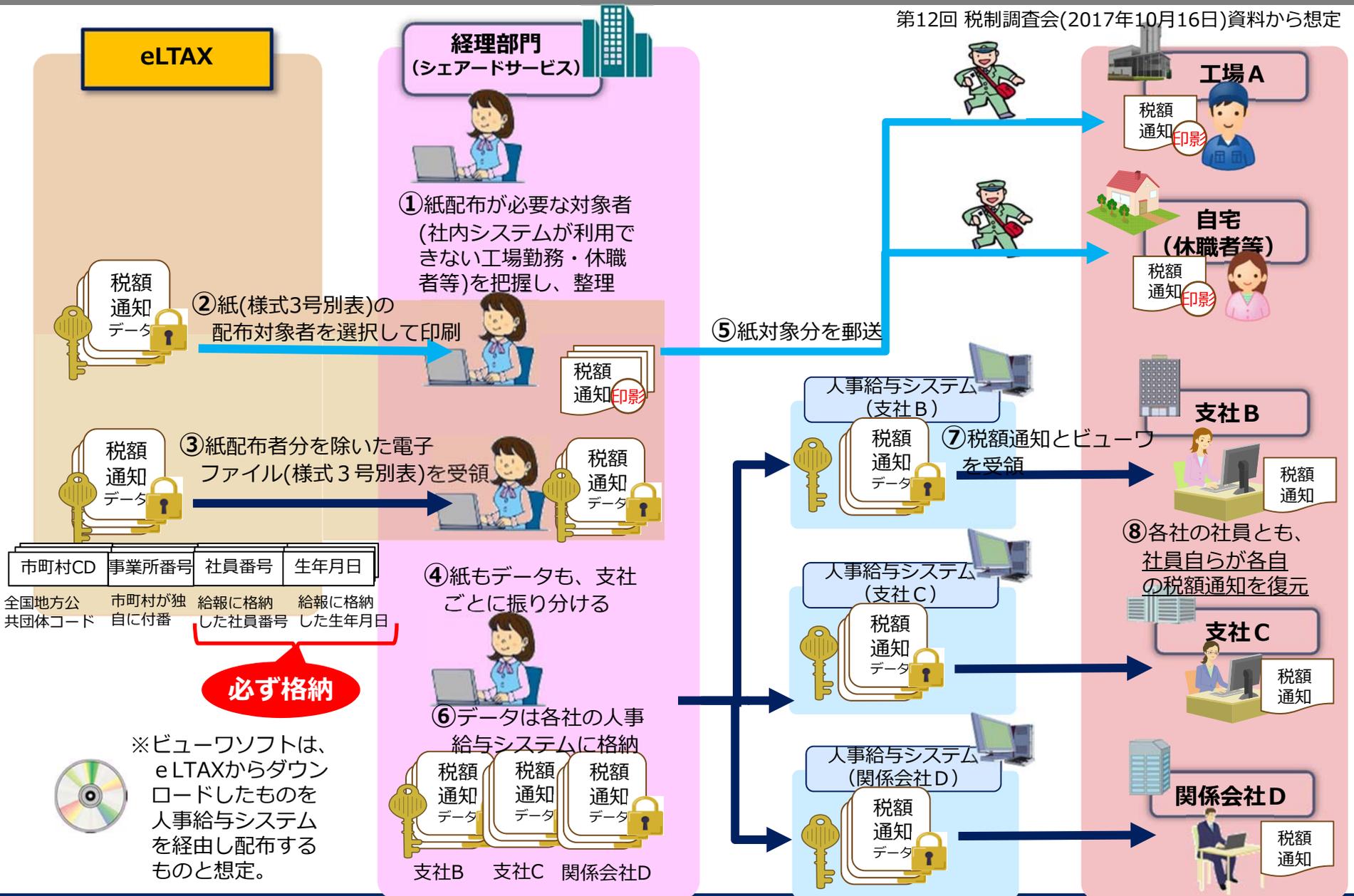
納品式

平成26年 6月 14日

6月分	5,500	7月分	5,500	8月分	5,500	9月分	5,500	10月分	5,500	11月分	5,500	12月分	5,500
-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	------	-------	------	-------	------	-------

3.個人通知(様式3号別表)の電子的な受領と社員配布(想定)

第12回 税制調査会(2017年10月16日)資料から想定



4.個人通知(様式3号別表)の受領にあたってのeLTAX機能要望

	利活用シーン	要望事項
①	紙配布が必要な対象者(社内システムが利用できない工場勤務・休職者等)を把握し、整理	<ul style="list-style-type: none"> 画面からの検索等による他に、該当者の「事業所番号」+「社員番号」の束ファイルを移入して、対象者分の個人通知(様式3号別表)の一括印刷を可能にしていただきたいです。 ※なお、印刷はプライバシー配慮に関する対応を検討する必要があります。
②	紙(様式3号別表)の配布対象者を選択して印刷	
③	紙配布者分を除いた 電子ファイル(様式3号別表) を受領	<ul style="list-style-type: none"> 画面からの検索等による他に、該当者の「事業所番号」+「社員番号」の束ファイルを移入して、対象者分の個人通知(様式3号別表)データの一括抽出を可能にしていただきたいです。
④	紙も、データも、 支社ごとに振り分ける	<ul style="list-style-type: none"> 紙の一括印刷であれば、「事業所番号」+「社員番号」順に出力をお願いしたいです。 また、個人毎のデータファイルの名前には、「事業所番号」、「社員番号」、「生年月日」を含んでいただきたいです(生年月日はチェックの意図)。(ファイル名称は、文字化けを防ぐため、半角英数字と半角アンダーバーのみで構成) 秘匿措置を考慮した目隠し印刷を行う場合は、表面等に「事業所番号」+「社員番号」+「生年月日」を印刷いただきたいです。 (自動仕分けに対応するためOCR-Bで印刷)

5.個人通知(様式3号別表)の受領にあたっての政策要望

事業所(源泉徴収義務者)に関する番号は、各市区町村で個々に異なるルールで付番し、管理されているため、シェアードサービス(企業グループ内の経理・事総務等の間接業務の処理を1社に集約する手法)の運用においては、**振り分け作業に支障をきたす**ことが想定されます。

甲市役所での管理

A社B支店	030001
-------	--------

A社C支店	030002
-------	--------

乙町役場での管理

A社B支店	085011
-------	--------

A社C支店	085012
-------	--------

「社会保障・税番号大綱(2011.6.30)」P53には、「なお、**法人等の支店や事業所に関しては、必ずしも会社法人等番号を有していないこと等から「法人番号」の付番は行わない。**他方、国税の源泉徴収義務と地方税の特別徴収義務の両方を有する法人等の支店や事業所が相当数あることから、**国税の源泉徴収義務者について国税当局内部で活用している番号を地方税当局と共有し、地方税当局及び徴収義務者の事務処理の効率化を図る**こととする。」と記載されています。

個人通知の受領や従業員への配布について、シェアードサービスを活用する場合にも支障のないように、**源泉徴収義務者に関する共通番号の活用を早期に実現していただきたい**です。

 **Orchestrating** a brighter world

NEC

久喜市における
「個人住民税の特別徴収推進」
に関する取組について

【平成29年度第2回個人住民税検討会】

平成29年11月7日

埼玉県 久喜市 財政部 市民税課

1. 埼玉県特別徴収一斉指定の経緯

給与所得に係る特別徴収制度の法的根拠

納税義務者が給与所得者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を、**特別徴収の方法により徴収するものとし（法321の3①）**、当該納税義務者に対して給与の支払いをする際の所得税の源泉徴収義務者を**特別徴収義務者**として指定し、これに**徴収させなければならない（法321の4①）**。

「特別徴収は任意で行うもの」といった**誤解等**により、普通徴収を採用している事業所も少なくなかった。

このため、**特別徴収未実施の事業所**に対する特別徴収徹底の取組として、「正しい制度やメリット等を周知**＋一斉指定**」により、徴収率を上げる！

正しい制度

- 特別な事情を除き、特別徴収しなければならない

従業員の メリット

- 納税する手間が省ける
- 1回あたりの納付額が少なくなる
- 納付漏れがなくなる

事業者の 負担少

- 税額計算をする必要がない
- 納期の特例がある

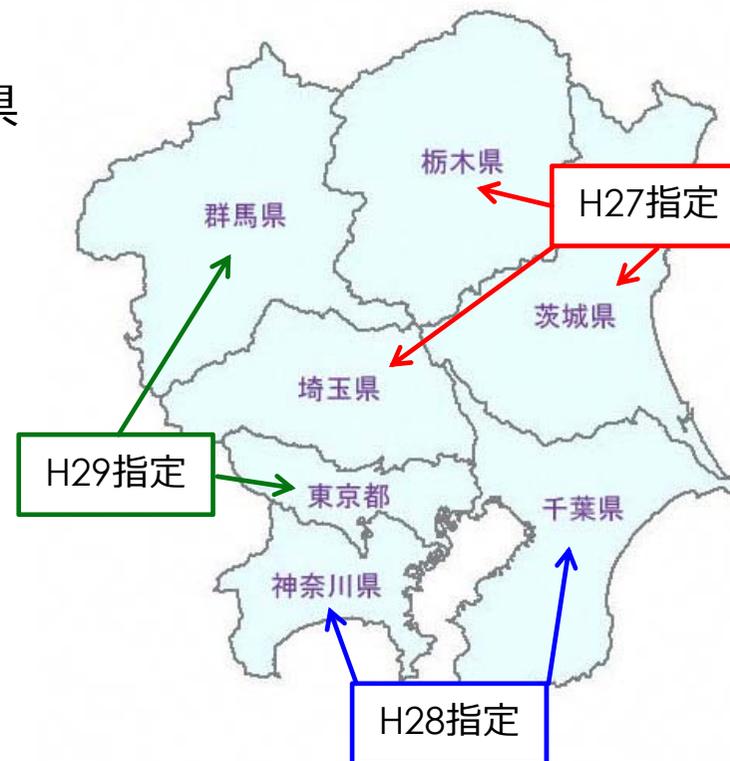
納税の
利便性
向上

滞納の
防止

**徴収率
上昇**

2. 東京都と近隣県での一斉指定の状況

- 平成27年度
埼玉県、茨城県、栃木県
- 平成28年度
神奈川県、千葉県
- 平成29年度
群馬県、東京都



近隣都県でも
一斉指定されると...



その**近隣都県内の事業所に勤務**している多くの納税義務者
に対して課税する個人住民税の**特別徴収が増加**し、更なる
徴収率の上昇が見込まれる！！

3. 一斉指定前後の本市の状況

(1) 特別徴収義務者の推移 (全体の事業所数 : 18,660件)

【一斉指定前 : H26】

【一斉指定後 : H27】



一斉指定後は...

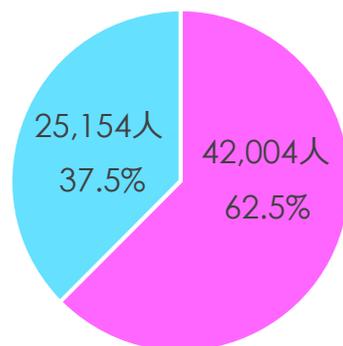
誤解等をしていた事業所は特別徴収義務者に指定

一斉指定の結果、「特別徴収は任意で行うもの」といった誤解等により普通徴収だった事業所は、**本来特別徴収をしなければならない事業所として、特別徴収義務者に指定した。**

3. 一斉指定前後の本市の状況

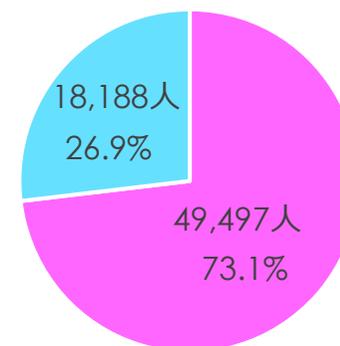
(2) 特別徴収の納税義務者の推移

【一斉指定前：H26】



■ 普徴納税義務者 ■ 特徴納税義務者

【一斉指定後：H27】



■ 普徴納税義務者 ■ 特徴納税義務者

一斉指定後は...

残ったのは普徴切替理由に該当するもののみ

退職者や休職者等の例外として普通徴収が認められる場合に該当するものを除き、**本来特別徴収しなければならない納税義務者は、特別徴収として賦課決定した。**

4. 本市の一斉指定の実施内容

(1) 特別徴収指定予告書の送付

平成26年10月1日に特別徴収義務者として指定する旨の予告書を発送。

《発送件数内訳》

発送区分		発送件数
埼玉県内	久喜市内	1,837
	久喜市外	2,004
埼玉県外		2,160
合 計		6,001

(2) 徴収区分の決定方法の変更

給与支払報告書の摘要欄等に「普通徴収希望」と記載があった場合

一斉指定前：止むを得ず普通徴収

一斉指定後：正当な普通徴収切替理由がないものは特別徴収

(3) 平成27年度当初賦課での一斉指定

以上の作業を経て、賦課決定を行い、特別徴収事業所に対して特別徴収税額決定通知書を送付し、特別徴収義務者として指定した。

5. 一斉指定の反響

(1) 各事業所からのご意見

従業員の異動が比較的多いと思われる事業所から、「従業員が頻繁に変わるため、給与からの特別徴収は難しい」等のご意見があった。

→粘り強く説明し、ご理解いただく。

(2) システム準備による特別徴収の猶予

一部の事業所から、「給与支払システムが特別徴収に対応していない」とのご連絡があった。

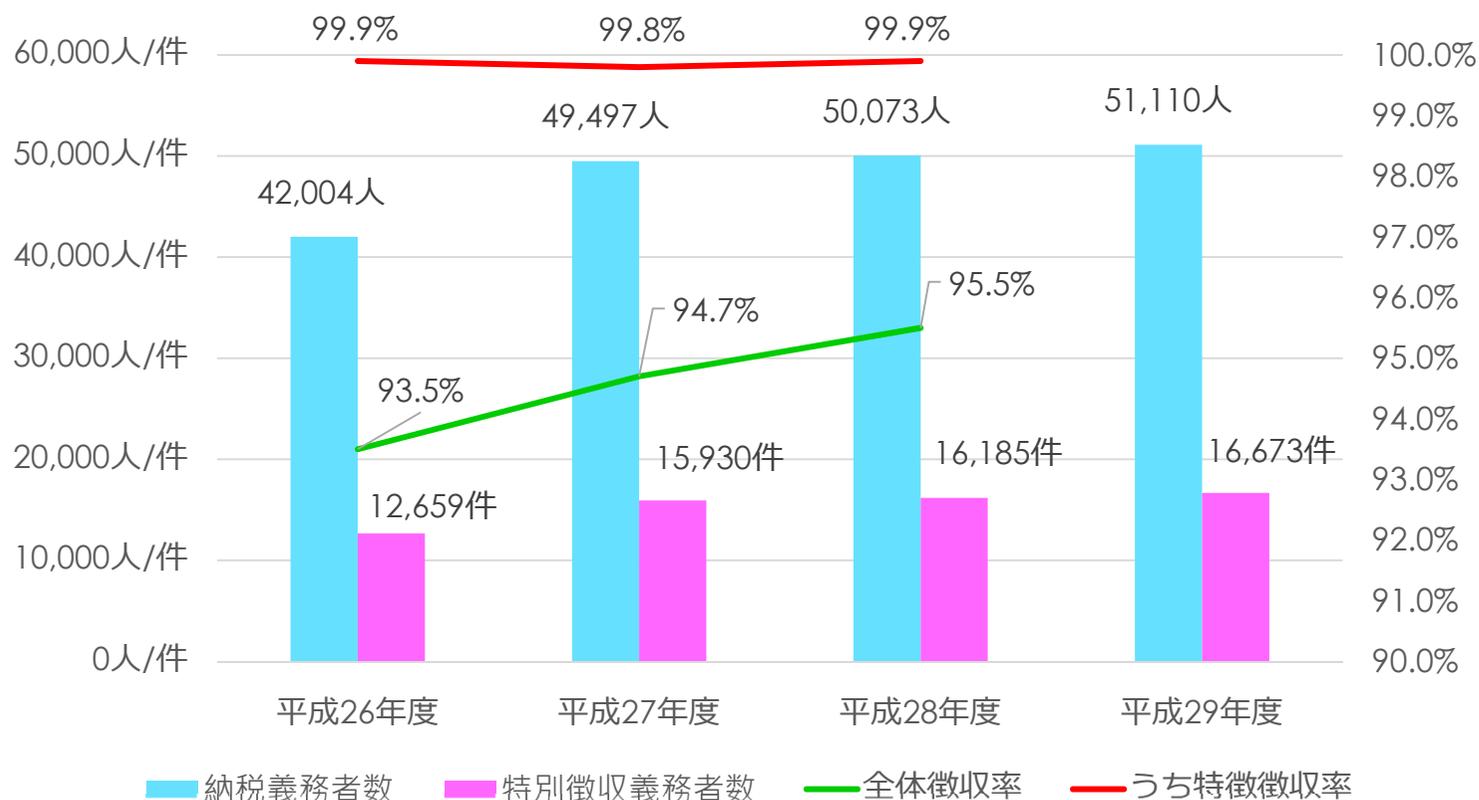
→システム改修完了後の年度から特別徴収を必ず実施する旨の「特別徴収実施困難理由届出書」をご提出いただいた上で、特別徴収を猶予した。

システムが対応
してないぞ...



6. 特別徴収義務者等と徴収率の増加

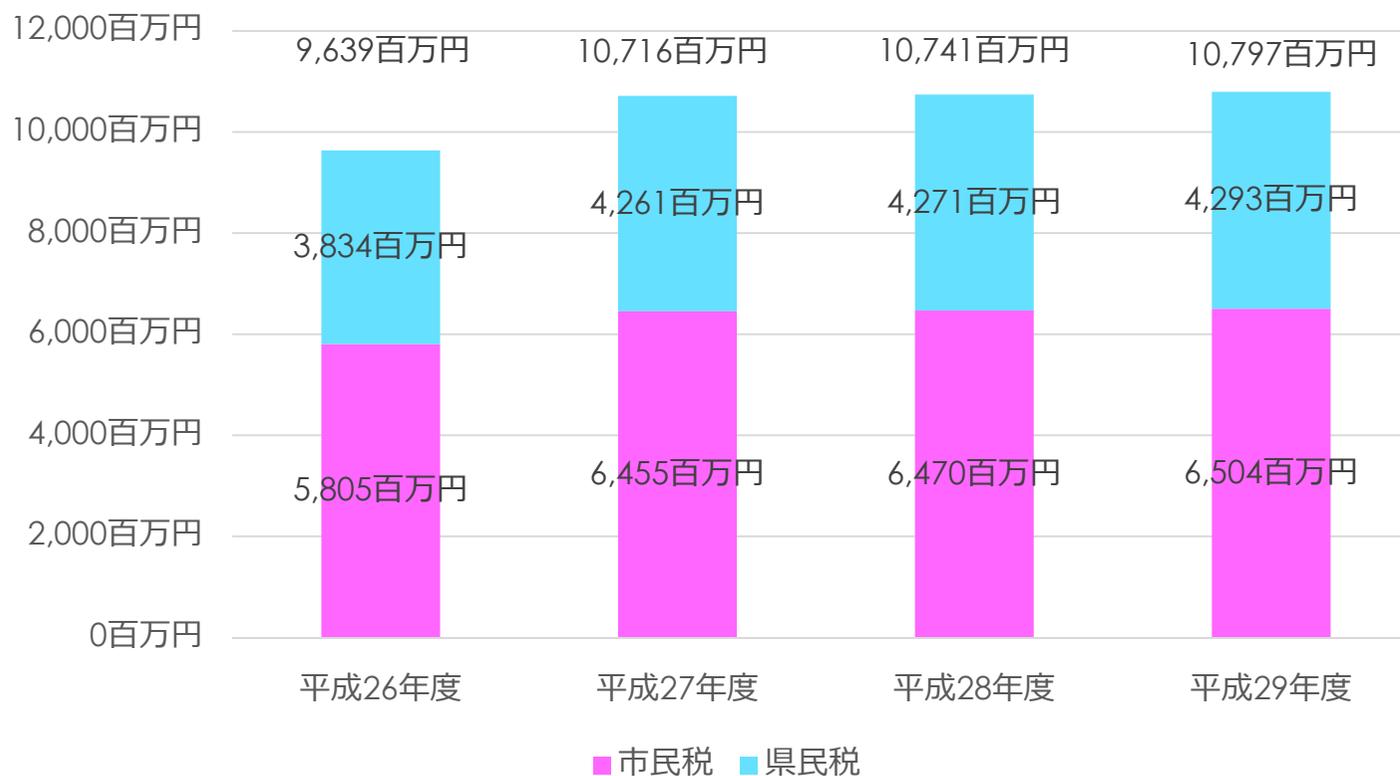
(1) 特別徴収義務者等と徴収率の推移



4年で特別徴収義務者数が31.7%増
特徴納税義務者数が21.6%増
全体徴収率が 2.0pt増

6. 特別徴収義務者等と徴収率の増加

(2) 特別徴収税額の推移



4年で特別徴収税額が12.0%増

7. 実務上の工夫

(1) 紐付け誤りの防止のための宛名の詳細化

正確に特別徴収義務者の担当部署に送達し、特定個人情報等の漏えいを特に防止する。

《例》 変更前：「〇〇市役所」

変更後：「〇〇市役所 総務部 人事課」

(2) 苦情等の情報共有

埼玉県内の取組として、特別徴収を拒否している事業所の情報を県内全市町村と共有し、その事業所からの苦情等について各市町村での対応を統一する。



統一した対応
をしなきゃ...

8. 課題

(1) 給与支払報告書（総括表）の統一

現状、自社製のものを含め、総括表の様式が統一されていないため、徴収区分が判然としないものがあり、特別徴収対象者の特定に時間がかかる。

人数欄を設けることで統一し、時間短縮＋労力削減！

(2) 地方税ポータルシステム（eLTAX）の更なる活用

現状、普通徴収分の給与支払報告書を提出する際は、個人別明細書に「普通徴収フラグ」を立てるのみで、その理由の記載欄がない。

理由欄を設けることで、理由が未記載又は理由が認められないものは特別徴収にする。

(3) 郵送料が増加

マイナンバーを記載することにより、普通郵便から簡易書留等へ郵送方法を変更したため、郵送料が増加している。

(4) 特別徴収拒否事業所の解消

頑なに特別徴収を拒否し続ける事業所がまだ存在する。

埼玉県内では公共工事等の入札条件に特別徴収の実施を義務付け、一定の効果をあげている。

9. 今後の展望

現状

特別徴収税額決定・変更通知書へのマイナンバーの記載について、様々なご意見が寄せられている。

書類の管理が大変だなあ...



今後

マイナンバーの利活用

納税義務者用の特別徴収税額決定・変更通知書の電子化 etc...

スマホで課税明細が確認できた！



全国的に特別徴収の更なる推進を！！

特別徴収の推進について

個人住民税の特別徴収を巡る状況について

○ 個人住民税の特別徴収の実施状況については、実態を把握しつつ、市区町村の取組を推進するよう「経済・財政再生アクションプログラム2016(工程表編)」に計画が盛り込まれているところ。

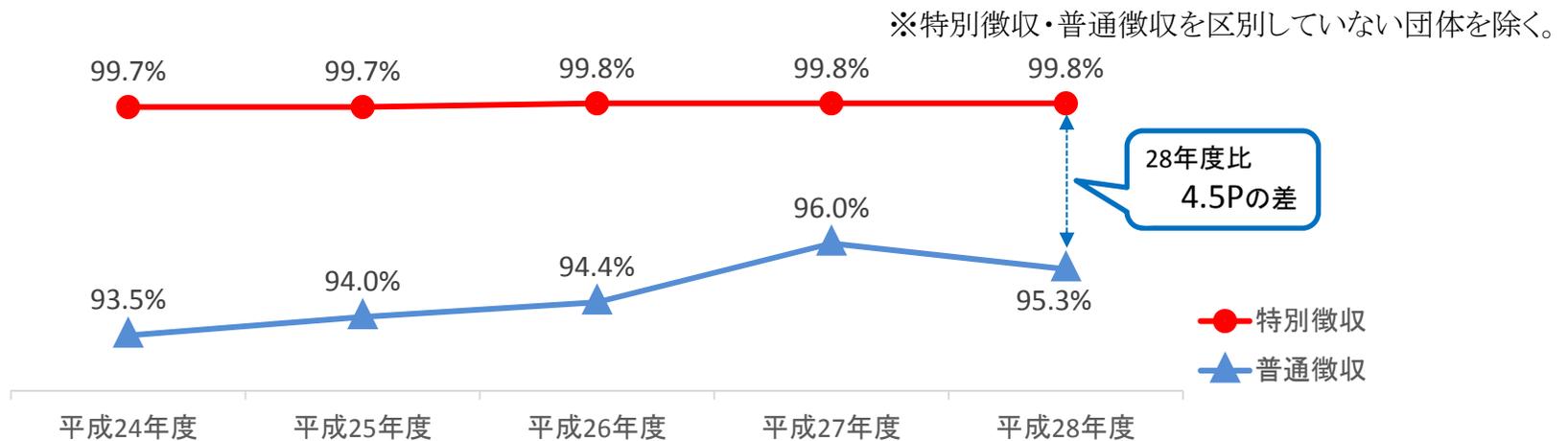
	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
IT化と業務改革、行政改革等	<⑰地方税における徴収対策の推進>							
	<p>徴収事務の着実な実施及び納税者が税を納付しやすい納税環境の整備を、地方団体に要請</p> <p>○2016年度 ■徴収事務の共同処理を行っている団体の効果や課題について深掘り・分析し、整理・類型化 ■効率的・効果的な滞納整理の手法を導入した団体の効果や課題について整理・分類 ■電子申告の推進や収納手段の多様化(電子納税を含む)に取り組む団体の効果や課題について整理 ↓ 地方団体がやっている先進的な徴収対策の取組を調査・研究した結果を整理・類型化して公表</p> <p>《総務省自治税務局》</p>	<p>最新の実態を把握し、整理類型化の内容を更新</p>	<p>更新した内容の通知等により、滞納に対する共同徴収の促進など徴収対策の推進を助言</p>	改革期間を通じ、同様の取組を実施				
	<p>個人住民税の特別徴収の実施状況を把握</p>	<p>把握した実態に基づき自治体の取組の推進を助言</p>	改革期間を通じ、同様の取組を実施					
	<p>電子納税の実施状況を把握</p>	<p>把握した実態に基づき、取組の推進方を検討・助言</p>	改革期間を通じ、同様の取組を実施					
							—	<p>・地方税の徴収率【向上】(2015年度中に基準財政収入額算定上の「標準的な徴収率」を設定) ※徴収率については実績をモニタリング</p>

普通徴収と比較した特別徴収の効果について

- 特別徴収・普通徴収別の個人住民税の徴収率を調査したところ、特別徴収の徴収率は100%に近い数値となっている一方、普通徴収の徴収率は上昇傾向にあるものの、下表のとおり、特別徴収の方が高い結果となった。

(単位: 億円)

区分		平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		調定額	収入済額	徴収率												
現年課税分	特別徴収 ①	47,523	47,376	99.7%	48,387	48,237	99.7%	49,800	49,678	99.8%	52,109	51,994	99.8%	53,890	53,772	99.8%
	普通徴収 ②	19,188	17,933	93.5%	19,300	18,138	94.0%	19,512	18,427	94.4%	18,489	17,745	96.0%	18,169	17,310	95.3%
①-②		6.2%			5.7%			5.4%			3.8%			4.5%		



特別徴収の一斉指定に向けた地方団体の取組みについて

- 特別徴収の一斉指定(都道府県と市区町村が連携し、特別徴収義務者の指定の徹底を図る取り組み。)にあたり、各都道府県(平成31年度実施予定まで含めた45団体)においては、主に以下の取組が行われている。

市区町村との意見交換会、協議会等の設置	43団体
広報チラシ・ポスター等の作成	43団体
関係団体(税理士会など)等への周知・協力依頼	41団体
実行計画の策定	33団体
普通徴収切替理由書等の様式の統一	32団体
統一版の特別徴収義務者用事務手引きの作成	26団体
特別徴収の指定を拒否している事業者への電話や訪問等による働きかけ	26団体

※実績や予定、複数回答を含む

- また、上記の他に、以下の取組が行われている。

- ・ 公共入札における特別徴収実施の要件化・優遇
- ・ 特別徴収義務者の指定状況を県内で共有
- ・ 想定問答集を作成
- ・ 問合せ窓口(コールセンター)の設置

特別徴収の推進状況について

【各都道府県における特別徴収の一斉指定の状況】

- 平成29年度課税までに35団体(約74%)が実施済み、平成31年度までに45団体(約96%)が実施される見込みとなっている。

	都道府県数	都道府県名
平成24年度以前	5団体	北海道、岐阜県、静岡県、高知県、佐賀県
平成25年度	2団体	奈良県、熊本県
平成26年度	8団体	青森県、宮城県、秋田県、山形県、新潟県、愛知県、三重県、大分県
平成27年度	9団体	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、山梨県、愛媛県、長崎県、鹿児島県
平成28年度	5団体	千葉県、神奈川県、福井県、滋賀県、岡山県
平成29年度	6団体	群馬県、東京都、富山県、福岡県、宮崎県、沖縄県
平成30年度実施予定	6団体	長野県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県
平成31年度実施予定	4団体	島根県、山口県、徳島県、香川県
未定	2団体	石川県、広島県

【特別徴収の実施状況】

- 特別徴収義務者の一斉指定を実施する都道府県の増加に伴い、「全給与所得者」の増加に比べ、「給与特徴に係る納税義務者」の増加が大きく、その比率は高まる傾向。

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度 ／平成24年度
給与所得者数	46,571,867	46,954,284	47,187,425	47,686,092	48,619,666	104%
給与特徴に係る納税義務者数	33,687,015	34,373,295	35,496,462	37,444,830	39,045,506	116%

<参考>

個人住民税の徴収率 (現年課税分)	98.1%	98.2%	98.4%	98.6%	98.8%

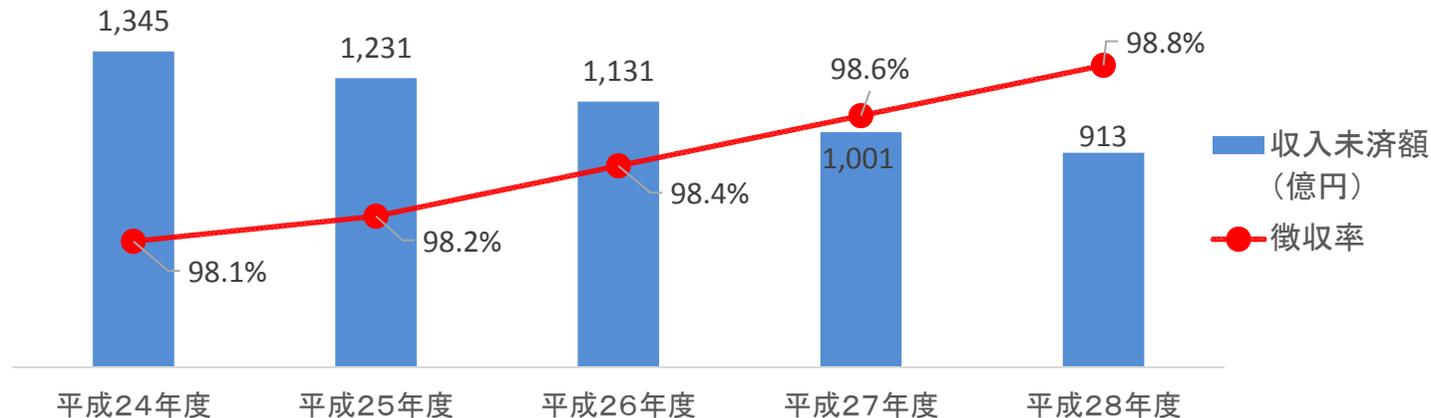
近年の個人住民税(現年課税分)の徴収状況について

- 個人住民税について、直近5年分の決算における現年課税ベースの状況でみると、下図のとおりとなっており、近年の推移として、徴収率及び収入未済額ともに、改善傾向にある。
- 個人住民税の徴収率は、給与からの特別徴収の実施状況と相関関係にあることから、全国的な特別徴収の一斉指定の効果もあり、個人住民税の徴収率の向上及び収入未済額の圧縮につながっている。

<個人住民税(現年課税分)決算ベース>

(単位:億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額 ①	69,492	70,120	71,093	72,121	73,546
収入済額 ②	68,147	68,889	69,962	71,120	72,633
徴収率 (②/①) * 100	98.1%	98.2%	98.4%	98.6%	98.8%
収入未済額 ①-②	1,345	1,231	1,131	1,001	913



特別徴収の推進と特別徴収義務者が申告する普通徴収の理由について

○ 納税義務者に起因する事由により、特別徴収を行うことを要しないとする理由については、地方税法(及び逐条解説)において、以下のとおり示している。

■地方税法(抄)

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。 2・3 (略)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。 2～7 (略)

■所得税法(抄)

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第百八十四条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

【地方税法及び逐条解説を踏まえた給与からの特別徴収を行う必要がないケース】

- ・ 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている
- ・ 外国航路を航行する船舶の乗組員で1ヶ月を超える期間以上乗船するため慣行として給与の支払いが不定期である者
- ・ 年度途中に退職したこと等により給与の支払いを受けなくなった者

特別徴収義務者が申告する普通徴収の理由について

- 特別徴収の一斉指定を行っている都道府県(24団体)間においては、以下のとおり、普通徴収を申告する際の理由が異なる場合がある。

【普通徴収を申告する際の理由一覧】 (n=24)

従業員が2人以下	18団体
他の事業所で既に特別徴収を行っている	23団体
毎月の給与が少額	20団体
給与の支払いが不定期	22団体
個人事業主の専従者となっている給与所得者	19団体
退職者又は退職予定者	24団体
その他	6団体

※「その他」は、「雇用契約期間が1年未満の者」や「休職者」等

※また、理由を選択肢としている場合、当該理由に対応する記号(①、ア、普A等)が異なっている場合もある。

- そのため、特別徴収義務者は、都道府県間で普通徴収を申告する理由が異なる場合を考慮して、必要に応じて自治体ごとに当該理由を確認する事務が発生し、負担となっているとの声がある。

地方税制に関する要望書

(平成29年7月 中国都市税務協議会)

I (2) 給与支払報告書の様式変更等について

① 給与支払報告書(個人別明細書)の様式変更について

特別徴収できない従業員がいる特別徴収義務者が給与支払報告書を提出する場合、当該報告書に普通徴収の理由を記載する欄がないため、その理由を当該報告書の摘要欄へ記載してもらおうなど、自治体ごとに異なる対応を特別徴収義務者に求めている。これは、特別徴収義務者に大きな負担となっているため、当該報告書の様式に、普通徴収該当理由の欄を追加すること。

② 特別徴収の例外となる普通徴収の取扱いについて

特別徴収の例外となる普通徴収の取扱いについては、各自治体において地方税法の主旨に沿った範囲で、普通徴収の理由となる要件を定めており、給与支払報告書を提出する特別徴収義務者にとって、各自治体の取扱いが相違していることが負担となっている。そのため、普通徴収の理由となる要件について、全国統一の運用となるよう国から指針等を示すこと。

普通徴収を申告する理由の統一について

- 特別徴収から普通徴収に切り替える場合については、各市区町村において、普通徴収切替理由書又は給与支払報告書(個人別明細)により特別徴収義務者から申告された理由に基づき、普通徴収とすることが妥当か判断している。
- 仮に、様式改正により、普通徴収を申告する理由の統一を図った場合、以下について留意する必要がある。
 - ・ 特別徴収義務者が選択可能な普通徴収の申告理由については、前ページの理由一覧のとおり各都道府県において異なっている場合があるため、地方団体の意見を聞きながら、どの範囲まで設定するか検討する必要がある。
 - ・ 市区町村において、特別徴収義務者から申告された理由に基づき普通徴収とするか否かを判断することとなるにも関わらず、様式上、普通徴収の申告理由を選択肢とする場合に、当該選択肢に該当することが普通徴収が認められる要件と特別徴収義務者に誤認されないよう留意する必要がある。
- 上記を踏まえ、地方団体の意見を聞きながら、書面及び電子(eLTAX)において統一を図るか、又は電子(eLTAX)においてのみ統一を図るか等について議論を深めることとしてはどうか。

參考資料

給与支払報告書(総括表)※省令様式

給与支払報告書(総括表)											
平成 年 月 日提出										種別	整理番号
給与の支払期間 平成 年 月分から 月分まで										※	※
給与支払者の個人番号又は法人番号											
フリガナ										提出区分	年間分
給与支払者の氏名又は名称										事業種目	退職者分
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称										受給者員	人
フリガナ										報告人員	人
同上の所在地										報告人員のうち退職者人員	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名										所属署名	税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号										給与の支払方法及びその期日	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関										(所在地)	

第十七号様式(用紙日本工業規格A5)(第十条関係)

給与支払報告書(総括表)※eLTAX様式

給与支払報告書(総括表)			
平成 28年分 給与支払報告		※ 種別	※ 整理番号
平成 28年10月11日提出		※ 整理番号1	※ 指定番号
大阪市長 殿		1000000002	10003 100000000140
給与の支払期間 平成 28年01月分から 12月分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ	シケンタロウ	提出区分	<input type="radio"/> 年間分 <input checked="" type="radio"/> 退職者分
給与支払者の氏名又は名称	試験太郎	事業種目	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称		受給者総人員	1,000人
フリガナ	トウキョウト	報告人員	5人
同上の所在地	135-0051 東京都江東区	報告人員のうち退職者人員	5人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所属税務署名	大阪福島 税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	(課名) (係名) (氏名) (電話)	給与の支払方法及びその期日	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称)	(所在地)	
給与税理士氏名	(支店名)	(電話)	

(出典:一般社団法人地方税電子化協議会)

給与支払報告書(総括表)※独自項目追加

○ 給与支払報告書 (総括表)

○ ○ 市長様 平成 年 月 日提出

フリガナ											※ 指 定 番 号	
給与支払者所在地 (住所)	(千 -)										事業種目	
フリガナ											摘 要	
名 称 又は 氏 名	印											
給与支払者の個人 番号又は法人番号												
代表者の 職氏名印	印										一般 (在職者)	人
連絡者の 所属部署 氏名及び 電話番号	所 属 部 署 氏 名										退職 (予定) 者	人
	(- -) 内 線 () 番										乙 欄 等	人
税 理 士 事 務 所	(- -)										合 計	人

法定提出期限 平成〇年1月31日

(出典:岩手県HP)

平成 年度(年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。

追加 平成 年 月 日提出 特別徴収義務者指定番号

訂 正 長 殿

1	給 与 の 間 支 払 期 間	平成 年 月分から 月分まで	10	提出区分	年間分	退職者分
給与支払者 (特別徴収義務者)	2	個人番号 又は法人番号				
	3	郵便番号	〒 -			
	4	(フリガナ) 所 在 地 (住所)	電話() -		11	給与支払の方法及び期日
	5	(フリガナ) 名 称 (氏 名)			12	事業種目その他必要な事項
	6	代表者の 職 氏 名 印			13	提出先 市区町村数
	7	経 理 責 任 者 氏 名			14	受給者総人員 人
	8	連 絡 者 の 係 及 び 氏 に 並 び 電 話 番 号	係 氏 名 () - 番 内 線 ()		15	特別徴収 (給与天引) 人 普通徴収切替理由書の 合計人数 人 合 計 人
	9	会 計 事 務 所 等 の 名 称 及 び 電 話 番 号	() - 番		16	所 轄 税 務 署 (名称) 税務署
					17	払 込 を 希 望 す る 金 融 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地 (所在地)
	* 普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。					納入書

(出典:千葉県HP)

普通徴収切替理由書例

平成 年 月 日

29 個人住民税普通徴収への切替理由書

●●市(町)

理由

a. 【 人】乙欄適用で他事業所で特別徴収されている

b. 【 人】給与が支給されない月がある

c. 【 人】事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

d. 【 人】退職予定者(5月末までに退職予定の者)

合計【 人】

上記の理由により、普通徴収に切替を願います。

(事業所番号) _____ 事業所名 _____ 印 _____

この紙の下は、市町民税・県民税を給与から徴収できない方(上記理由a~d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

<留意点>

1. この「仕切り紙(退職者用)」及び「個人住民税普通徴収への切替理由書」は、給与支払報告書を提出するときに普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。
2. 給与支払報告書を送付した後は、異動届の「その他」欄に理由を記入のうえ報告してください。
3. 個人住民税普通徴収への切替理由書の該当する項目(a~d)の【 人】に人数を記入してください。
4. 個人住民税普通徴収への切替理由書の項目に該当しない場合は、パート・アルバイトも原則特別徴収をしていただかなければなりません。
5. 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書(総括表)②仕切り紙(特別徴収用)③給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)④仕切り紙(退職者用)⑤給与支払報告書(個人別明細書:退職者分)⑥個人住民税普通徴収への切替理由書⑦給与支払報告書(個人別明細書:個人住民税普通徴収への切替理由書分)としてください。

(出典:三重県HP)

普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))

市区町村名		指定番号	
事業者名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」~「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 ()	人
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が00万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで) 及び 休職者	人
合 計		人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

(出典:東京都他HP)

給与支払報告書の提出例

4 給与支払報告書の提出

事業者（給与支払者＝特別徴収義務者）は、毎年1月31日までに、従業員（給与所得者＝納税義務者）が1月1日時点でお住まいの市町村（住民税担当課）に「給与支払報告書（個人別明細書）」、「給与支払報告書（総括表）」及び「普通徴収切替理由書兼仕切書」（普通徴収に該当する従業員がいる場合）を提出します。

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、その従業員の「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に「普通徴収切替理由書兼仕切書」の該当理由の符号を記載するとともに、「給与支払報告書（総括表）」の「普通徴収者（個人納付）」欄に該当人数を、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の「人数」欄に理由ごとの該当人数を記載して、必ず提出してください。

なお、年の途中で退職した方についても提出してください。
提出の際には、以下を参照に綴って提出してください。

- 次の①～④の順に綴ってください。
- ① 給与支払報告書総括表
 - ② 個人別明細書（特別徴収分）
 - ③ 普通徴収切替理由書兼仕切書
 - ④ 個人別明細書（普通徴収分）

※ eLTAX（エルタックス／電子申告）で提出する場合で、普通徴収に該当する従業員がいる場合は、次のとおり対応いただくようお願いします。

- ① 普通徴収切替理由書の「普A 総受給者数が2人以下の事業者」に該当する事業者は、全ての従業員の「給与支払報告書個人別明細書」の「摘要」欄に符号「普A」を入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- ② 普通徴収切替理由書の「普B 他の事業所で特別徴収が行われている者」から「普F 退職者及び退職予定者」までに該当する従業員は、「給与支払報告書個人別明細書」の「摘要」欄に該当理由の符号（「普B」～「普F」）を入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- ③ eLTAXで提出する場合は、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の提出は不要です。

◆ eLTAX(エルタックス)の利用に関するお問合せ先
一般社団法人地方税電子化協議会
(電話) 0570-081459 (全国一律通話料)
03-5500-7010 (IP電話、PHS用)
※ 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始を除く)
(ホームページ) <http://www.eltax.jp>

(出典:群馬県「個人住民税特別徴収の事務手引き」)

給与支払報告書(個人別明細書)④
普通徴収切替理由書兼仕切書③
給与支払報告書(個人別明細書)②
平成 年度(年分) 給与支払報告書(総括表)①

特別徴収者(給与引去り)と普通徴収者(個人納付)の内訳を忘れずに記載してください。(該当者がいない場合は、お手数でも「0人」と記載してください。)

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、理由ごとの人数を記載し、必ず提出してください。また、個人別明細書の摘要欄にも該当理由の「符号」を必ず記載してください。

